

第1回愛知県地球温暖化対策計画書制度見直し検討委員会 会議録

1 日時

2023年10月30日（月）午前9時30分から午前11時10分まで

2 場所

愛知県自治センター 5階 研修室

3 出席者

(1) 委員

青木座長、後藤委員、小林委員、佐藤委員、雪田委員

(以上 5名)

(2) 事務局

環境局：

木村地球温暖化対策監

環境局地球温暖化対策課：

永井課長、磯谷担当課長、成瀬課長補佐、後藤主査、服部技師

(以上 6名)

4 傍聴人

1名

5 会議内容

(1) 開会

(2) 議事

ア 座長の選任について

愛知県地球温暖化対策計画書制度見直し検討委員会設置要綱第3条第2項の規定に基づき、青木委員が座長に選任された。

イ 愛知県地球温暖化対策計画書制度の見直しについて

事務局から、資料2「愛知県地球温暖化対策計画書制度の概要」、資料3「愛知県地球温暖化対策計画書制度の見直しに関連する法令の改正等について」、資料4「愛知県地球温暖化対策計画書制度の見直しについて」、資料5「地球温暖化対策計画書制度」の見直しに係るアンケート案」及び資料

6 「今後の見直しのスケジュール」により説明を行った。

<質疑応答>

(小林委員) 全体を通して異論はない。資料2の18ページのとおり、現行の県の計画書制度では、S、A、B、Cのランクで評価している。省エネ法では中長期計画書について、優良事業者に対する簡素化の優遇措置があったと思う。県の計画書制度でも、事業者に対するインセンティブのあり方も含めた検討が必要である。

(事務局) 省エネ法では、原則毎年中长期計画書を提出する必要がある。継続的にS評価だった事業者については、最大5年間提出が免除される。県の計画書制度の場合、計画書を毎年ではなく3年ごとに提出すれば良いので、その点で既に事業者の負担を軽減している。また、取組が優れたSランクやAランクの事業者については、県のウェブサイトで事業者名や取組を公表することで、PRに使っていただけるようにしている。ただ、それだけで十分なのかということも含め、次回の検討委員会では、評価の考え方について検討いただきたい。

(小林委員) 国は事業者からの報告内容を公表しているが、県の計画書制度では公表はどうなっているのか。

(事務局) 計画書制度では、条例に基づき公表することとなっている。ただし、事業活動に関わる内容もあるので、内容を精査し、国とほぼ同じ情報を公表している。なお、国は、これまで事業者ごとの排出量を公表していたが、今後は事業所ごとの排出量を公表するとしている。そうした国の動きなども踏まえ、県として適切な公表のあり方を検討したい。

(後藤委員) 計画書制度の見直しの検討に当たっては、事業者への分かりやすさを重視していただきたい。排出係数等の変更や届出フォーマットの切り替えにおいては、事業者が混乱しないよう丁寧に説明していただきたい。

(事務局) 見直しにより事業者の混乱を招かないよう、今後事業者向けの説明会を開催し、情報提供を行うなど丁寧な説明に心がけたい。また、国と県で排出係数等が異なることは混乱の元になるため、基本的には国の制度で用いられる排出係数等に県も合わせることで対応したい。

(雪田委員) 資料2の15ページで、対象事業者の温室効果ガス排出量の削減が進んでいるとの説明があった。県は助言を行っているとのことだが、助言の効果が大きいのであれば、拡充すれば良いと思う。現状どの程度の事業者に対して助言を実施しているのか。

また、資料3の9、10ページについて、温対法の報告における地球温暖化係数等が見直され、また、廃棄物由来の燃料が非エネルギー起源CO₂から

エネルギー起源 CO₂ へ見直されるとのことだが、これらの見直しは国の考え方が厳しい方向に変わったと理解すれば良いか。

(事務局) 温室効果ガス排出量が削減された大きな要因は、事業者の自主的な取組が進んだことだと思うが、2019 年度から事業者への助言や評価の公表が始まったことも一因だと考えている。また、計画書制度の対象事業者が約 700 社あり、そのうち年間 40 程度の事業者に対し助言を行っている。

国の係数等の見直しについては、厳しい方向に変えたというよりも、SHK 制度の開始以降、これまで係数等をほとんど見直してこなかったことから、科学的知見を踏まえて実態に合わせるために行うものと考えている。廃棄物由来の燃料の見直しについても、改正省エネ法によりエネルギーの範囲が拡大されたことに合わせて、温対法の考え方を合わせるものである。

(佐藤委員) 計画書制度の対象事業者数が 700 程度あるとのことだが、具体的な事業者数はどれぐらいか。

また、資料 3 の 11 ページで、日本は脱炭素経営に真面目に取り組んでいる企業が多いことを説明された。脱炭素に向けて一生懸命日本の企業に取り組んでいることが国際的にはあまり認知されておらず、むしろ日本はエネルギー転換が進んでないことを国際会議で非難されるというような報道を目にすることが多い。事業者が計画書制度にしっかりと取り組んでいることを、愛知県が国に対して、また国を通じて国際社会に働きかけてもらえると、日本の企業の肩身が狭くならず済むと考える。

(事務局) 資料 2 の 15 ページの表中に計画書制度の対象事業者数を記載した。年度によって増減はあるが、例えば、2018 年度は 745 事業者、2021 年度は 741 事業者となっている。

今回の見直しにより、今後は、事業者における脱炭素経営の取組について計画書に記載していただきたいと考えている。また、機会を通じて、事業者の脱炭素経営の取組や企業努力を PR していきたい。

(小林委員) 計画書制度の対象となるのはエネルギー使用量が原油換算で 1,500kL 以上の約 700 社であるが、それ以外の計画書制度の対象とならない中小企業等が県内事業者の 99%以上を占めている。これらサプライチェーンを構築している中小企業等の役割が非常に大きいので、その中小企業等に計画書制度を活用してもらえようような考え方を取り入れることが重要である。例えば、評価が良ければ、サプライチェーンの中でも、そのことを強くアピールすることができると思うし、より健全な産業形態へのシフトにつながることを期待できるので、中小企業等に確実にアピールできる制度とした方が良い。

また、参考資料として「地球温暖化対策計画書制度ガイドブック」を配布

していただいた。省エネセンターが取り纏めた環境省の「工場・事業場の脱炭素化実践ガイドライン」では、具体的な取組方法が掲載されているので、参考となる事例をガイドブックにも載せてはどうか。ガイドブックでは、IoT を活用したエネルギー使用の合理化の設備導入の最近の事例が欠けているので、その点も配慮した方が良い。

(事務局) 中小企業にも活用してもらえらる制度とすることが重要という指摘について、計画書制度は温室効果ガス排出量が多い事業者を対象にしており、必ずしも中小企業が入っていないというわけではない。また、資料2の14ページのとおり要綱を設け、計画書制度対象外の事業者でも、任意で計画書や実施状況書を出せる制度としている。ただし、現状では要綱に基づく計画書・実施状況書の提出数は少ない。なお、条例に基づく計画書制度を見直せば、要綱もそれに即して見直すことになる。

その他に、特に規模が小さい事業者においては、計画書・実施状況書を作成することの負担が大きいので、より簡易に削減目標や削減対策を検討し、取り組んでいただく CO2 削減マニフェスト制度を実施している。マニフェスト制度に基づき宣言していただくと、知事から認定書を手交させていただいており、それを企業の PR に使っていただけるものとなっている。

また、今回の計画書制度見直しに伴って、手引きやガイドブックの見直しも必要だと考えている。一方で、あまりにも分厚い資料にすると読んでいただけないので、そうした点も含め、本日教えていただいた文献なども参考に手引き等を見直していきたい。

(小林委員) 計画書制度を積極的に活用してもらえらるような配慮が必要である。本日は愛知県商工会議所連合会の佐藤委員も出席されているので、商工会の力を借りるなどして、計画書制度のメリットを積極的に情報発信していただくと良い。

(佐藤委員) 年明けに中小事業者のカーボンニュートラルアクションを促すためのビジネスイベントを商工会議所として計画しており、そこでは愛知県にも1コマ設け、啓発していただくことになっている。そうした機会も利用して、周知やPRに協力させていただきたい。

資料5のアンケートについて、例えば、問8で SBT や RE100 などアルファベットが出てくるが、こうした用語がアンケートを回答する事業者に広く認知されているのか疑問であり、脚注が必要ではないか。また、問1の「再生可能エネルギーの導入目標を設定しているか」という設問で、再生可能エネルギーを導入するとはどういうことか、どのような意味があるのか解説が必要だと思う。自社のメリットになるのであれば実行したいと考える企業もいるかもしれない。どのようにすれば再生可能エネルギーを導入でき

るのかまで案内していただけると良い。回答者は、そのような事にも興味があるのではないか。

アンケートでは事業者名を記入する欄がある。事業者側からすると、回答がどのように取り扱われるのかが心配である。事業者名の取扱についての説明も必要である。個社名が公表されるかどうかで、回答しにくくなったり、回答しやすくなったりするので留意していただきたい。

また、可能かどうかは分からないが、できる限り紙を使用せず、例えば、ウェブサイトから回答できるようにするなどの手法は検討しているのか。
(事務局) SBT など専門知識がなければ分からない用語については、説明を入れたい。再生可能エネルギーの目標の設定の考え方も可能な限り分かりやすくしたい。

個社名を公表することは当然考えていないが、指摘いただいたとおり、その点についての注意書きが必要なので記載する。

アンケートの方法は、紙ではなく、本事業の委託事業者がウェブサイトを用意し、回答していただく方法を考えている。できる限り多くの事業者に回答していただけるよう負担感を減らしたい。

(後藤委員) 佐藤委員と同じ考えであるが、企業の取組を記入する際、情報の取扱は企業戦略に関わることがあるため、そうしたことに十分留意して丁寧に説明していただきたい。

アンケートで、サプライチェーン排出量 Scope1~3 の取組に関する質問がある。これは、今後、制度を見直し、サプライチェーン排出量の Scope3 まで報告してもらう予定があるから質問するのか。サプライチェーン排出量を質問する意図を教えてください。

(事務局) 情報の取扱については丁寧に説明したい。サプライチェーン排出量に関する設問は、温対法の任意報告を参考に、計画書制度においても脱炭素経営に関する取組を報告していただきたいと考えていることから、アンケートにより事業者における現状を把握したいという趣旨である。

(雪田委員) 資料4の再生可能エネルギーの優先的な使用に関する目標は、再生可能エネルギーを導入した事業者がどれだけ有効にエネルギーを使用したかを自己申告すれば良いのか。それとも、例えば、太陽光発電を導入すれば、事業者はその発電量を測定しているだろうと想定し、その結果の報告を求めたいのか。

アンケートについて、県が期待する情報を全て取得できる内容となっているのか。つまり、例えば、事業者を意欲的にさせるために実施するものなのか、それとも現状把握のために実施するものかなど、アンケートの目標や事業者から期待する回答を考えて、内容を検討したのか。また、アンケート

の問3で「目標の設定を予定しているが、具体的な検討までには至っていない」という選択肢があるが、期限を明記しないと、漠然と予定しているという回答を期待しているのか、それとも来年・再来年といったより具体的な時期を想定したものか分からない。想定する時期によっても、有効となるデータが変わってくるのではないか。

また、問8や問9ではScope1～3の算定に関する選択肢がある。Scope1～3の算定には費用が発生するので、アンケートの回答者に予算等の執行権限がないと、「算定していない」を安易に選択してしまうことが考えられる。否定的な結果ばかりが得られるアンケートより、肯定的な回答を得られるアンケートの内容にすることが重要である。

(事務局) 再生可能エネルギーの優先的な使用に関する目標については、根拠資料まで求めるものではないので、最終的には事業者の自己申告にはなるが、計画書制度では省エネ法の報告と同じものを想定している。国の報告事項等を参考に、手引きでできる限り分かりやすく説明したい。

事業者の取組を把握していないため、アンケートにより、現状を把握するとともに、例えば、その結果、事業者の取組が進んでいないことが分かれば、評価の考え方をどう設定すれば良いかの検討材料にも使えると考えている。このように現状把握と今後の検討の参考とするためアンケートを実施するものである。また、アンケートにより、県が現在計画書制度の見直しを検討していることを事業者に伝える情報提供の意味合いもある。

問3の設問で、例えば、年限を区切った方が良いという意見については、目標が明確になっていない事業者もあれば、2～3年後には目標設定したいと考えている事業者もいるかもしれないので、その点がもう少し差別化できるような表現を検討したい。

(雪田委員) せっかくアンケートを実施するのであれば有効なデータが得られるようにしていただきたい。

(小林委員) 先日、環境省から再生可能エネルギー熱の定義に関するヒアリングを受けた。今後、再生可能エネルギー熱の定義の見直しがあるかもしれない。定義が変わるかもしれないことを念頭において制度を設計していただきたい。

また、地中熱には、地下水と地中・土壌の両方がある。このうち、地下水の活用をもっと積極的に進めた方が良く考えている。地下水は水源の問題をしっかりと検討する必要がある。規制の面だけを考えるのではなく、地域によっては活用できる場所もあると思うので、もう少し地下水を熱として活用することを検討してはどうかと先日環境省にも伝えた。資料4の1ページで「想定される再生可能エネルギー等の種類」を明記している中で、

地中熱の定義が明確ではないが、地中熱として利用しやすいのは地下水なので、そうしたことを事業者等にしっかりと伝えていくことが必要である。

資料4や資料5で「脱炭素経営」という言葉を使っているが、アンケートの回答者は、「脱炭素製造プロセス」のような文言の方が自分事として捉えるのではないか。

(事務局) 再生可能エネルギーの定義が変わるかもしれないということは承知していなかったので、国の動向を注視していきたい。

地下水のご指摘については、我々も少し分かっていないこともあるので、整理し、相談させていただきたい。

また、脱炭素経営という言葉が伝わらない場合があるとのことのご指摘を踏まえ、表現を検討したい。

(青木座長) アンケートの問2で、「目標値の考え方」という設問がある。資料4では「目標設定の考え方」との記述がある。これは同じことを指しているのか。

(事務局) 資料で整合が図れていないが、同じである。

(青木座長) アンケートに回答する人と計画書に記入する人は違う担当者であることも想定され、アンケートの回答者によっては、「目標値の考え方」を聞かれても回答するのが難しい場合もある。回答が難しいアンケートになればなるほど、回収率は低下するものである。アンケートは、回収率を上げることが重要である。

(事務局) ご指摘いただいたとおり「目標値の考え方」の意味するところが少し分かりにくい。それで回収率が下がってしまったては本末転倒であり、また、「目標値の考え方」については、事業者ごとに様々な回答が考えられるため、集計が難しいことも想定される。設定している再生可能エネルギーの導入目標値が最も確認したい設問なので、「目標値の考え方」の欄は削除することも含め検討したい。

本日の検討委員会で出された意見を踏まえアンケートを修正し、最終案を各委員にご確認いただいてから、実施したい。

(雪田委員) 資料4の1ページの「想定される再生可能エネルギー等の種類」について、再生可能エネルギー由来の「電気」であるのか、再生可能エネルギー由来の「電力」のどちらを用いるのが良いと考えているか。

(事務局) 省エネ法の報告では「電気」としているので、そちらに合わせたい。

(後藤委員) あいち地球温暖化防止戦略 2030（改定版）では厳しい目標を設定している。2030年度の目標をクリアするためにも計画書制度の見直しを図る必要がある。最終的なゴールである2050年に対して2030年度は中間年になると思うが、目標達成に向け、必要があれば計画書制度を見直すなど、

柔軟に運用できると良い。

(事務局) 今回計画書制度を見直しても、今後運用していく中で削減量がいち地球温暖化防止戦略 2030 (改定版) の目標達成に不十分である場合には、改めて見直しを検討したい。

ウ その他
特になし。

(3) 閉会